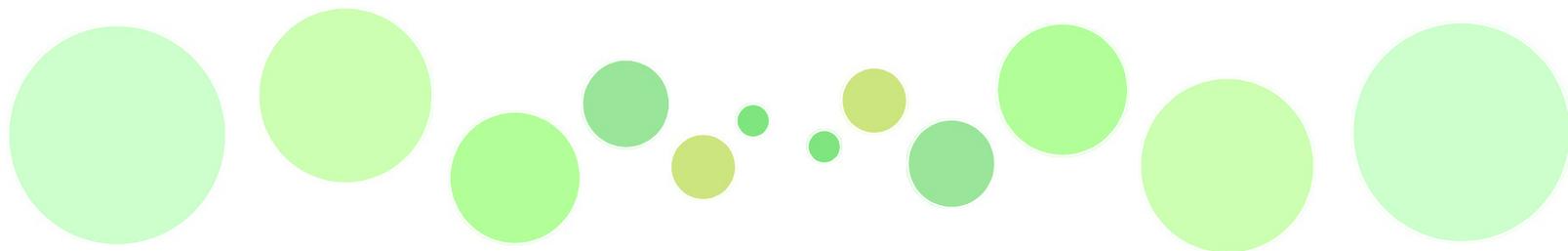


---

# 水洗化促進補助金制度について

---

足利市上下水道指定工事業者研修会



下水道施設課 管理普及担当

---

# 1 水洗化促進補助制度について

**留意点** 排水設備工事申請手続きの際は、工事資金の補助制度があることを伝える

## 浄化槽設置世帯接続工事費補助金

- ▶ 対象 浄化槽を利用している世帯などで、浄化槽を撤去して公共下水道へ接続しようとする方
- ▶ 補助金額 供用開始後の期間に応じて、3万円から6万円
- ▶ その他 10人槽以上については、基準により複数基分を補助  
※工事設計書の特記事項欄に「●人槽」と記入し、確認できる資料を添付



## 高齢者世帯排水設備設置費補助金

- ▶ 対象
  - 65歳以上の単身世帯
  - 世帯主が65歳以上で、世帯全員が60歳以上の世帯
- ▶ 補助金額 1件当たり2万円

# 1 水洗化促進補助制度について

## 【補助金申請書の記入について】

### 留意点

- 口座名義人の“フリガナ”は、銀行に届け出ている“フリガナ”を記入

- 口座名義人の“フリガナ”は、特に濁音に注意!!  
例) 「イワサキ」なのか「イワザキ」なのか
- 記入間違いや書類の提出もれがあると、振込予定日に振り込みできません



## 2 融資あっせんについて

**留意点** 融資あっせん決定通知書の有効期限は、決定通知日から6ヶ月間

- 決定通知日から6ヶ月を過ぎると、融資の手続きができなくなる
- 融資あっせんの決定後、速やかに工事を実施!!

融資あっせんの申し込み



事前審査・あっせん決定



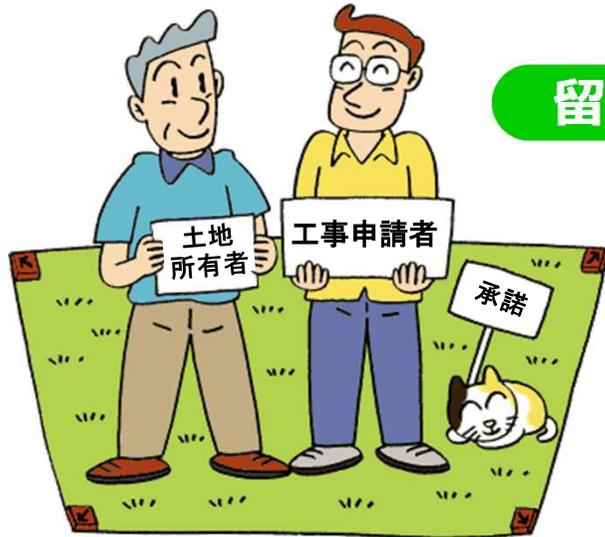
工事・検査



契約・融資



### 3 承諾書の提出について



#### 留意点

工事申請者が設置場所の土地所有者でない場合、土地所有者からの承諾書を提出

▶ 土地所有者が配偶者の場合は除く

#### 【承諾書の提出が必要!!】

土地所有者から「排水設備設置のために土地の掘削及び配管を認める」「排水設備の設置後、土地の所有権を譲渡する場合、承諾内容を継承する」旨の承諾書が必要

## 4 特定施設の届出について

### 留意点

**特定施設を設置して下水道へ接続する場合、設置60日前までに特定施設設置届出書の提出が必要**

▶ 特定施設：水質汚濁防止法・ダイオキシン類対策特別措置法に規定する施設

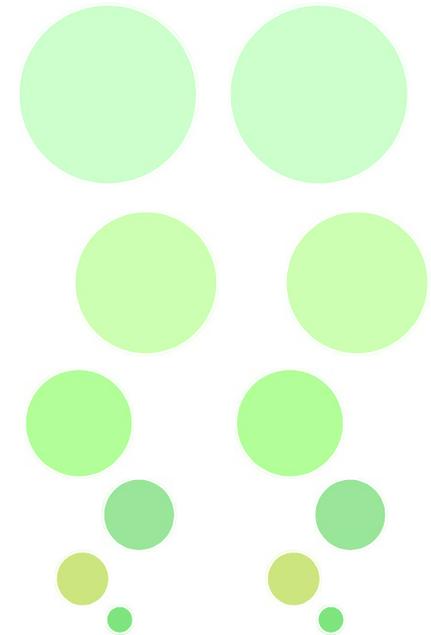
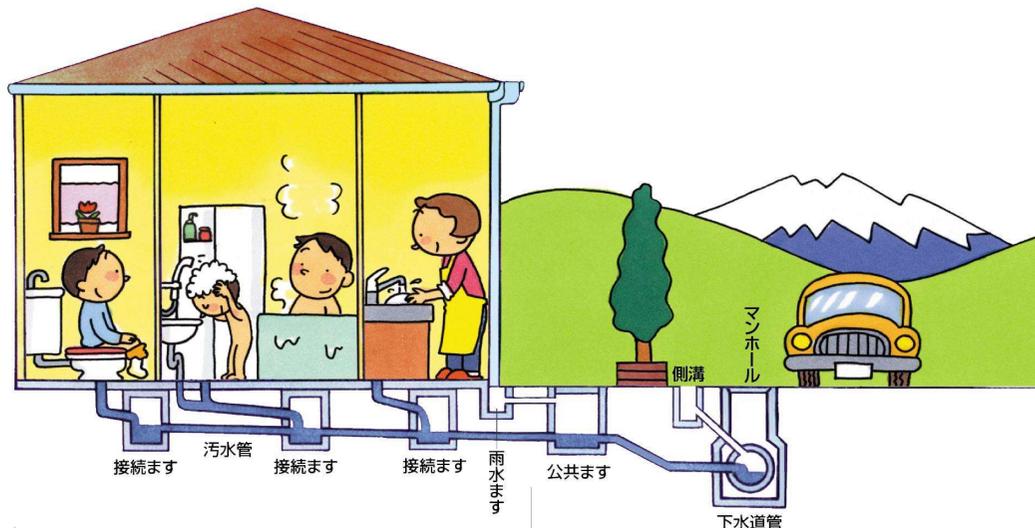
- 原則、設置届出書は届出者自身が行う
- 設置届出書が未提出の場合、排水設備確認申請書の提出を待っていただくことがあります



## 5 物件設置申請について

### 留意点

- 自費工事で公共ますの新規取出、撤去、変更等を行う場合、事前に「物件設置（変更）許可申請書」を提出
- 許可を受けてから、職員立会いの下で施工



## 6 公共下水道事業受益者負担金徴収猶予消滅届について

現況が農地の場合、下水道整備済区域であっても公共ますを設置せず、取付管のみ民地内へ引き込んで「管止め」になっていることがあります

### 留意点

**受益者負担金の猶予地である場合が多く、宅地化して下水道に接続するには、「徴収猶予消滅届」を提出し320円/m<sup>2</sup>の「受益者負担金」の納付が必要です**

- 負担金 4期/年×3年の12回分割納付（一括納付も可）
- 猶予消滅届 「公図」「登記簿謄本（全部事項証明書）」を添付
  - ▶ 猶予を受けている者と負担金の納付者が異なる場合、「受益者異動申告書」も提出
- 排水設備確認申請書 「徴収猶予消滅届」を提出後に提出
  - ▶ 管止めへの公共ます設置費は市負担
- 賦課済か猶予地かの確認 「公図」を持参

# 閲覧ありがとうございました

公共下水道の整備促進・接続率の向上にご協力をお願いします。

**【連絡先】 下水道施設課 管理普及担当**  
**TEL:0284-22-7928**

